

成形圖說

農事部

十一



特別
二一
2442
11



2442
11

成形圖說卷之十一



目錄

價直

酒食

費弊



昭和十八年
一月二十七日

成形圖說卷之十一

成形圖說卷之十一

農事部 價直類

阿多比

書紀 ○古言梯曰當易ちり天加の約多ちり又値る

即直價ちり故の直の何かさかちりとしん漢書西

市式曰凡賣買不和較

固者市司追捉勘當

相場法曹至要鈔相場と云ふくハ今の直値

價直 史北 物價 文說 交易 子孟 交市 書漢 時價 典六 時直 朝國

加比與福類聚 米買 新鏡 市米 和字

釋音狄廣韻入米也左傳疏買穀孟子無過糴食貨志大熟

成形圖說卷之十一

雜式曰凡諸國
 驛路邊植菓樹
 令往還人得休
 息若無水
 處量便掘
 井書紀通
 證曰古者
 秋布穀既
 成而後
 通商賈
 之道故
 稱為秋
 物也



成形圖說卷之十一

賴家集

市姫の

神乃

いづき

の

如何

あれ

河き

あひ

物

子代

積

うじ

生とくと限あつたふくハ米五斗以上此時價多額
 し續紀曰和銅四年以穀六升當錢一文令百姓交関各得
 其利當時の米ハ穀五升ハ六升ハ五合磨みて之升を
 平此時官米尤もく正浪一文子錢百文子さしとらふ
 後紀曰弘仁十四年正月新錢一百貫賜大和國充築益田
 池くけり益田地ハ開墾の久湍池を掘られし中宮海り
 碑をて志守魚しとらふ子僅る百貫文を下行志あふし
 文は錢の毛をとけり魚し是より遙後の代に
 醍醐天皇元亨元年の夏大旱地を枯く旬服の外百里
 の間宮赤土のくけりて青苗ふし條草野の満似人地

例に四年後三百とて粟一斗と粟とわす
梅哀宏漢記曰赤眉乱後
 關中大饑黃金 三兩少く粟一斗と粟と一天下の大凶年
 とらふとされ是亦亦生ふは其時價あつた粟の二斗も四
 斗も賣買とらふし和是中古とて米穀多しとて
 淺を少しとらふし
水東日記朱子答張仁叔之問云李悝
 而收不過百石者以恐是糶然則其多者粟也晁錯云畝
 石直錢三十文一歲而止用三石可見古來錢重然其賣買
 皆然則人亦不以爲病也漢也東鑑曰上品八丈絹六
 尺代百升文各升紺布二反無代四文云々此の對まてハ
 上右の淺つらひとらふし八丈絹一尺代廿文とらふ
 てとらふとらふし百練鈔曰 後堀河天皇安貞二年六月廿

四日以錢一貫文可被直米一石之由被下宣旨、四家合考
曰永正元年天下似饑して會津の米價一升百錢と云く
里は時の淺ハ大親通寶也と云按、此の書は永正元年の事と云く、
石より二升、四升、六升、八升、十升、十二升、十四升、十六升、十八升、二十升、
二十四升、二十八升、三十二升、三十六升、四十升、四十八升、五十六升、
六十四升、七十二升、八十升、八十八升、九十六升、百升、
本郷一疋を付つ支ふ分七分也切米ハ一石を付らぬ三
分五分の賣買と云く是是利義晴天文五年の事とて平
時の價と云く是是生島宗竹記と弘治三年八月廿六日
大風是歲米地賣買金一疋を五斗也按、是時の金一兩
は、一兩は五斗と云く、也大銀金小銀金ハ天正十六年
は、一兩は五斗と云く、也大銀金小銀金ハ天正十六年
は、一兩は五斗と云く、也大銀金小銀金ハ天正十六年
は、一兩は五斗と云く、也大銀金小銀金ハ天正十六年

らとくは一人十二と云くことと云くめしハ何れしと云
つは昔より飯と云く汁ハ何れと云くしつげかまの汁
と云く釘ハ何れと云くはかんざかろりき弱のかし
らと云く是はけいしと云く上京の道中山崎衛通たりし時
客次シキヤリの旅館ハタゴニ合半此飯と蒸乃汁増稱一疋とて値十二
錢ありしと云く也此時乃淺ハ廿四疋とて一分ハ四又と云
ハ十二又とて三分と云く稱乃價一錢とて十二又と云く一
し是故に山崎宗鑑ハ一生此間菴とて食炊イヒカシ也此標善屋
ハ十二錢と持行て常々日中一食とて嘗てしと云く一
里或書と云く安四年勢妙とて金十疋と云く里十と云く價
六

入とて昆陽漫録曰寛文八年長崎より朝鮮の漂流者
 子扶持米と書し書帖シヤチ子米一升六分五文代一畝と何
 こと此ハ白米とて志あり徳光録曰享保十七年米穀の價ツケ
 下直と係て救金と稱借やめよ此の米價より
 金ツケ一ツケと云々
按子清朝紀聞云今清の米價一升一升
 十二文大宜一升十五文と云々
 漢人子やる所福建の白米ハ一升八十錢の事あり
 云又續文獻通考云洪武十八年令兩浙及京畿官田凡折
 枚稅糧鈔每五貫准米一石絹每匹准米一石二斗金每兩
 准米十石銀每兩准米二石棉布每匹准米一石苧布每匹
 准米七斗 其後漸くと米價もくありと云々ハ金錢也
 子鑿鑿也と云々は河とて國郡都會遊民聚り耕と
 して食との容くつてハ年穀稔シラるるも遇て遂に價減と

ありて復たの廣直とし扱金錢と水火の災は罹りて沉
 滅或は奸シヤカリ蘭モシの潛濟シ又決淺を破碎るるや
 なく淺の目利キチも時直賤ハくありたがり又細淺ハ瘞淺ハ
 横シとて何となく金洞シくなく不通用ハなりたるも
 五帝畧ハ又ハ一シ所ハ其を六年より寛永七年まで而七
 年の内長崎一シ所まで外國ハおし金銀の大積ハと云々
 金亦百積ハ方二千八百兩浪百十二万二千六百八十
 七貫圓銀洞二億二千八百兩積ハ方七千五百兩何
 と云々より況や其よりこの大數ハ計ハと云々
 らん其申して浦座ハ申し其捨ハハ力ハおし獨瘞淺ハと云

已てハ土葬をれハ壤と云ハ火浴をれハ灰と化しぬ
ハ一日に下せざる者二十人のありしふして一日に百
二十四錢一月ハ三貫七百五十錢一歳ハ四百十五貫
五百錢あり江漢抄に人壽の日數二万六千六百十日と
云ハ壽と云て終るの人多るし命數ハ脩短あり況や
海内の羣生一日の宵死表するもの嘗られを較威と經
み志りりハ幾希淺と云る角代土中ハ費し棄たると云る
危りり以水土解俗說辨回章詠淺志等是と辨やハ瘞錢
ハ漢以來の弊俗ある中事文類聚よりつり此等ハ悲哀
の情乃已むべしと云る一婦女人浮屠の募化あり

よハ唐の錢も何ふと云る金ハ銀も物もをね毎に其を
像と溶り其錢と隣り親施に投捨小むてハ豈止瘞錢乃
弊のとなりんや蘇頌此事云茶錢又六道誦と烟管の
火口小て仍ハ瘞錢の代に用わるとしと銀との何ハ地頭
乃中て六道誦ハ地頭乃支配といつり其上熾魔王合點
いさばつきや汝先真途つ行て地頭ハ相對せよと云
訴と拒えりよし裁ぬ高人の心に落しむハ永くそ
留よおをせよハ松地頭よと云○莫陰逸史有言曰
慶長辛未諸夷蠻重譯來求互市二十餘國明商舶亦益至
中互市之係要務不可以已果如此夫徃昔有確論曰凡外

舶所載藥石之外一切屬無用斯義也浮屠兼好首言之觀
 瀾三宅氏再發之白石新井氏又詳議其弊中然以予觀之
 未為得政治大體焉夫黃白之為物也飢而不可食寒而不
 可衣以其貴重也居焉不得以合棟宇爨焉不得以制錡釜
 以不其堅利也戰焉不得以造鋒鏑介冑士則不為刀削農
 則不為磁基工則不為斧斤鑽鑿商賈不用鑄厨櫃而鎖倉
 庫其鎔以為華飭亦猶外舶所輸珠璣珍怪也此出彼入其
 事埒已鑄以為幣也多焉而輕寡焉而重其為用也均矣借
 令異日黃白拂地乎亦唯白鳳年前宇宙是也豈無物可以
 為幣乎哉唯銅切乎民用是為可惜爾異日長國家之人能

達治體乎則必有以處之矣夫古之時錢一文足以米一
 斛カヒ之雜洞淺三而之以粟一斗トと賣といふハ治革地を以
 てして治治路の同かゝるはまをさし抑かゝるはまを
 農夫の種藝ヒコシヤウと自由オホサカよふ能のさあゝれ城の缺モラケを
 備オホやいふに及も決民皆ハ漁婦放火を畏怖オホオシて米と山林
 子持軍オホのにおのまくり糧食と貯るゆゑ金淺よりと重寶
 なるハ米穀を以て扱治する日ハ農戸ハとらりる屋偏ま
 てと米穀と鬻ウチカキ街ウチカキて生財ヒシタケの資タカテとあはゆゑ米穀とるもと金
 淺ウチカハを以て許ウチカハ費ウチカハいふもして子里の淺ウチカハと事是とらりさ
 らば治さるる所ハ米ハ價ウチカハ廉ウチカハなるもさるる所ハ米ハ

何ゆゑに取寄久しき時ハ風俗何となく華み子成り
 其時ハ時勢と傳て人の上とゆく弱る部讀アヒキハ女商
 のしてのきとふりことく金浪と澤山アヒキ使ふと眉目
 と知りふかろ大事も何ふ事も不細何となくでもなく
 ぢり一枚も一分も足下し一口糧イキニと而懐胎の元前とあ
 まで何分のわらととさなり或日じりの茶店ハ一掃
 一錢とこれあるまはれととさなりハ賞とととふ
 やうに只響アヒキの價響アヒキと競ふうゆゑ米穀の多かるやう
 のもやハ錢の利ぬこキカふ志也錢の利ぬハ錢四の二ハ
 もやるや也後の珠浪ハむりハの分金の價ととと金浪

の價もくあるとと米直もつとて愈々くさむりハの
 米一石ハ金一兩錢として五兩あり一錢後の一と七貴
 まで米一石と買ふととふハ金の價もつとて米の如き
 くあるの如きり米賤ヤスにれ々士農の二ハを連成し工商
 の徒ハ伝教とととつと時と毒よよりとととと米價の
 貴くありとととつとつとつとつとふり士農の多富なるの
 たる一やハある是唐馮道曰穀貴餓農穀賤傷農ととの
 一ありととと
貨殖傳夫糶二十病農九十病米言米賤則農
人病也若米斗直九十則商賈病米商賈也
 集義外書曰夫金浪珠玉淺物也用亦宜少して五穀すく
 あり時ハ人氏多路あり吾人はたりとととととととととと

城ありしとすむ時ハ驍を多りこの城は善政ハ軍兵に
く方の物ふくく方の資を盡し盡しせしむり數ハり
多てはつよはけこかくされぬ物あるをよおのりく人
心乃敢すくまし方の物と轉よりつゝ今ある時ハ農す
すみて民の食者らぬを不依弱り志あしあけきともお
のりく驍をよいづく次守守ハ粟ホトケをりて決山され
ハ大方の不徳も困窮ハ及ぶ五穀水火のこくく多
き時ハ民ハ不仁の者すくなく驍は多しむるし金銀ハ
五穀と助くまのこ轉けりいせして金銀と心くもの
うまういともあつ時ハ花ハナの蓄タマヒくじらく用はあてよ

き物あれハ制すもおごり生し法職を多き城はく
さんふと城を多し商人やま子そせまうし士を多し
れハ民ハ取多しまはく多し民と士と困窮すり時ハ商
とすくなく城はく多し商人は多し及ぶの何れも
西に天下ハ轉すくまき商人のよのこあり○夫封侯は
主下の貢獻を交えて皆一人ハ屯ツツとつととふられ
と上ハ城を法吏ハもら給はるゆゑ兵中あるものハ上
より兵取下よるもうけり之城上下もれて私利と射
ふとくもられぬ和蘭人の商を以て士農工の上も居志
じらくことくのものハ封君とあつものハあつれハ

支用縮しつゝし家より安職控寄居の官吏と家
 穀の多かるに従て刈息は従て高買わし寝ても寝ても
 貴産物シクタイ力ぢぢりけふしむり一人も執政の略は抑
 へらつてくもまはるるもてふとあつたもつたふ
 おの勢あり 史記又封君皆低首仰給しつゝあはるる時の大
 名皆負窮一姓し高買頭と修てさつと
つゝあはるるもつたふとあつたもつたふ
して財ありハ奪りて居る日高買頭十年戦國中と顛連
 して略して居るをよしとすやと穿く國初法度おのく家第之氣
 を治まおんてさつと高買頭と修てさつと
 してさつと高買頭と修てさつと
 してさつと高買頭と修てさつと
て用いさへしてさつと高買頭と修てさつと
 とも終る類るるあつたもつたふとあつたもつたふ
 お似たり胡子一とてさつと高買頭と修てさつと
 て法度の家高買頭と思ふ

酒サカ食ケ 顯宗紀會群臣設以酒食漢宣
 帝紀云酒食之會所以行禮樂也

蕃名ダランキ 酒 スペイス 食

書紀通證彙言曰我邦土地之廣大可以比西土幅員宜考

文獻考 人民之富殖可以對西土戸口今按よ吾邦ハ 鉞明

紀曰秦漢諸蕃頗然投化者編貫戸籍秦人戸數總七千五

百戸又孝徳紀録民元數もつたふもつたふ天智紀一造戸

札元書又孝徳紀録民元數もつたふもつたふ 天智紀一造戸

籍斷盜賊與浮浪庚午年籍の事續紀多くるとり古語

拾遺曰至天平年中勸造神帳 淡川春海曰通鑑載西土

戸五百萬戸口五千萬口而日本戸口三百萬戸口三千萬口

とりつり 但綱目書戸口數七皆在唐代而玄宗時為極盛

王海云貞觀之盛戸不及三百萬永徽惟增十五

成形圖說卷之十一 十二

萬今按三朝事畧云清世祖順治九年十二月是歲人丁
戶口一千四百四十八萬三千八百五十八又爵秩便覽云
雍正辛亥年一歲清の錢粮銀三千二百四十六萬四百二
十九兩米三百二十四萬三千八百三石と云^{順治九年}
承應元年^{本朝享保十六年}小^ハして雍正辛亥^ハ即^九年
^又又按^は是^{より}前^明穆宗隆慶元年大倉見存銀
一百三十五萬四千六百五十二兩と續文獻通考
考^し載^もり隆慶元年^{本朝永祿十丁卯}なり是^西土^の
廣地^もして^ハ戶口^少く^ハ淺^米多^から^ずと^似たり^玉
運^ハ曰^奉納^ハ國^とみ^く回^し一^玉乃^同玉^と土地^ハ廣
く^して^人民^乃物^茂の^もく^も多^し前^{あり}は^狭く^く人民^物茂
ハ^多ふ^ると^同く^ハと^熱僻^土地^の廣^狭を^ハか^らず^也

魚^々々^々さ^はふ^おや^成は^りの^はら^る古^丈國^上國^中國^下國^大
郡^上郡^中郡^下郡^小郡と^分定^られ^しと^必し^と土地^の大
小^ハか^くさ^ずさ^らし^事共^し然^る玉^むり^らり^也
乃^人此^玉さ^まま^くな^くて^たく^土地^乃廣^狭を^以て^其國
の^大小^をさ^しひ^らハ^何々^々さ^はら^るなり^皇國^ハ古^{より}
しく^田地^人民^乃甚^まく^稠密^{あり}と^して^さま^まは^らる^也
類^ふら^れハ^此人^物茂^と似^く帯^る玉^き江^太大^國小^一
く^減少^豊饒^殷富^勇武^強盛^{あり}と^して^何の^國は^よく
及^ふりの^何々^々人^浩川^氏曰^日本^田穀^凡斛^二千^五百^萬石
也^一里^方而^一萬^石と^耕し^出る^川邑^ハ其^中に^在り^是五

十里方にして二子五百萬石の米と地と出たる遠慮の
土地餘餘あれハ各三子五石と得魚し又或説は日本國
中の水田八十六萬六百十七町四段陸田廿万七千百
四十六町餘也いづれも是ハ百年以前子田地
生齒といまは稀少の時にて五畿七道乃公田よりこれ
を今より準るるといへとも大率比とくんとすハ
輿地よりと人民志多きに比して凡稻植一ノ小豊年のと
比ハ三百六十粒一歳の日數を以てとらへて
凶年より百粒と實のうらむとありし
農政全書 云湖州一
穗而三百餘粒者謂之三穗子と云はば唐山ふと云くは
三百粒の稲行時常よりふしやんくくり志りあるは

大く豊年と云ふも一凡人一日の精五合ふく五合
穂三百粒名はりし 是一升小量なり六斗三升ハ
各稲米三萬一子九百粒也 百粒の算を以てて又日本
録ハ一升に盛るる六斗三升子粒なり一穗三百粒乃
是米也升との大小懸何れより一穂三百粒は
穂ありてハ八十八斗ありては三萬一子九百粒は充
りたり 凶年より稲穂二百斗 是より人一日食ふ所の
米粒万粒を費して命を續かすは思ふ事し日本
の口數三子五石ありて一日一人に五合の稻積と云は
とすは一日の米數十五万石許み及ぶ事し 是は二子五
斗を擬つての者也唐劫記ハ八十六町四段の男凡四
十八億の方九千六百人也と積算しては云ふは
その數十倍及ぶ事し又或説は日國東西より走ると
二子七百萬石甲南の五萬七千七里と云ハ昔の里數は

ていひしきなり一神領の内米國までハ本藩よりさ
 五百里の幅幅より南島北島の幅幅よりけりハ
 のりありんやまして人口の多ハ半面の以上
 六十あり國の男女老少はせしむるは
 るふとさるる 志かきけ 日本國中乃糧食ハ恒ハ不足の
 言ふも是ハ表しきの田數少て陸奥の水田類
 八面万石やふがさかしく東北南部津輕もては分
 野の峻遠山川の幽遠具ハ窮計好魚くさ寛閑の露田
 夷人の耕殖を好むる地庸城の盡士多くさの地
 に隠遊する凡東藩市井の糧米皆東陸より輸せり
 里東米價の貴然ハ多く奥陸の豊約は保るもといつり
 さらば里東の米穀中ハ東奥の貴多なりしき上法

米の農夫山氏もてハ急く福ハ眼よのり飽て
 の租と多しきまの適口よその熟とさる荒歳ハ
 公大率車根本宜を穀と糠とと僅よ半掬許ありて
 似と浸りさるる生ハ蕃諸の糧とし葛根と茹ふも粟麦
 黍稷もてハ飲食の内とせり 爾雅翼云古者之於穀菽
 於食稻衣錦則以為生人之極樂以稻味尤美故也又毛詩
 注果酒嘉蔬以供老疾奉賓祭瓜瓠菹茶以為常食少長之
 義豐儉之節然也顏魯公求米於魯大夫帖云拙
 於生事舉家食粥而已是西土もさるる 其中粟と
 して上食とん凡麦と粟と較しは尤易し蓋粟ハ實し
 麦ハ脆しかり又麥稈ハ夏月穀將も尽んやさる時
 成熟とのまは農夫のさる播種をさるる小農戸

とけりまき方とありゆきて新穀實り頃より福と云く食
とらゆゆ急動と云きけ上入の穀なりと云くこのとき
一かた新風俗ハ農事ハりきりさるし

凡酒と醸^{カモ}の醗^キ米^ス酸^ス米ハ酒華とてハ北國の舊^コ米と用
ぬ又間^ト酒改新宅造^トハ振河泉播作備^ト福^トの米と云
南^ト部^ト法^ト白^ト造^トハ河内生駒^ト及^トて醸^{カモ}と^トや^ト也^トと^ト
酒の醇^ト美^トなるハ本邦と第一と云くおと唯^ト水^ト土^トの神^ト
味^トなるの^トも^トあ^トる^トも^ト職^トと^トて^ト米^トの^ト味^トと^トる^トも^ト以^トて^ト也^ト具
原氏曰昔年於長崎聞彼土人之言云予嘗屢為海賈遊于
西蕃諸國凡中原及諸夷之米穀其味皆淡薄不及于日本

所産之甘美遠矣其野釀之酒亦氣味不及于日本然則以
日本之秬暨良醞可為天下第一今もと西偏へ送風の時
漂着の唐人とも長船中の船儀と云く船^ト行^トく^トも^ト何
れ^トも^ト日本^トの^ト酒^トと^ト一^ト壺^ト給^トく^トハ^ト再^ト生^トの^ト美^ト藥^ト也^ト以^トて^ト時^ト迄^ト
窮^トま^トし^ト叩^ト頭^トぬ^トも^ト磨^トて^ト飲^ト出^トる^トも^ト毎^ト日^ト然^トと^ト國^ト禁^ト
され^トハ^ト家^トお^トとも^ト嘗^トて^トヤ^ト侍^ト也^トなり^ト又^ト振^ト夷^トハ^トいつ^トも^ト及
ち^ト其^トより^ト北^ト方^トの^ト法^ト國^トソ^トウ^トヤ^トサ^トン^トタ^トム^トタ^トラ^トヒ^トと^トい
ふ^トハ^ト西^ト北^トと^トつ^トき^トて^ト東^ト緯^ト組^トも^トむ^トり^ト幾^ト万^ト里^トと^トい^トハ^ト限^トと
き^トハ^トぬ^トこの^ト法^ト國^ト也^トと^トて^ト然^ト日本^トの^ト毎^ト日^ト酒^トと^ト飲^ト
貴^ト殿^トも^トら^トお^トと^ト我^ト人^トの^ト韓^ト參^トと^トま^トり^トお^トし^トく^ト高^ト位^トを^ト人

の外ハ終身口へ入ると成るを常ニ販賣人ハ媒して満
州の龍紋ニツトツ上品の絹衣帔とて 皇國の米
酒ニ交易して持歸るあり凡シツトツ一衣の價黄金五
七兩とむるものありて一衣とハ酒ニ斗米五斗ニ交
易せり販賣ハ本邦の外絹帛の織物あるハかくの如
くし然れども衣の價とて是より 皇國の米酒とて是
よりとむるありし是よりとむる 邦の人ハかく成天
下ニ双々手ぬき神酒と一生飽きてもく日飲ても上ニ
も某室の名酒ありてハ飲てもさるるものありハ所謂香と
れハ驕りて人鷄の限ありとて一すまや又沖傳帳夷

ハ地粟とて焼酒と造る沖傳まで粟盛とてハ氣味
酷烈此間の人多く飲ハ醉斃るも亦而ハ南島の人多
く粟盛と恒ニ飲ると焼酒と云ふも夏月の鬱燠ハ此
と冷まると飲されハ暑氣と散らすとありさるるあり是
天道自然ニ寸物と彼南方ニ製して人命を利濟する
里原ニ粟盛沙撈の華本藩ニ於て造るといふと造る土
力と勞し工夫と費し之と即て損失多し此も凡土の
自然なるも毛詩云我倉既盈我庾維億以為酒食以饗以
祀

皇國の酒あるハ進雄尊八塩折の醱釀と云ふ

十五歳までの女子端正あると擇て齋イハヒやりの甘蔗カンサして
 齒ミカと磨き清スめて口を洗ひ染シトキと嚼カマきめて醗アライシロム醸の中ニ
 投イルまハ一宿ヒトヨと経て燻スき申シ味甚甘美酒色湛白シり凡
 御氣ミケ一升と造ツクみハ糯米大上白米一升搗粉小麦芽粉バコキノ五合焼
 水八合美水二合糸篩ふてスわし煉チ餇コうらみ始糯米シ
 一升の中より一合許シとふ飯を煉スむ生粉シのまシとスるト
 嚼カミ投イル也此通證所謂古者吟咀ウ作酒ウ大隅風土記所載の口
 嚼酒及武内宿禰の歌ミ此神酒ミと嚼カミけむ人とスるト
 者スありシ
凡其女子の口氣ミ由て御氣の味シ或ハ甘ク
 或ハ辛シ之ト甘ク辛ク口ト云ク今ニ酒味ト云
 赤ハ此ハ宿ヲ婦ヲ人ノ嚼ヲ以テ取リ汁ト曰ク米ノ奇ク米ノ奇ク而シテ御氣ヲうリ此
 漬メ米ヲ越ス宿ヲ婦ヲ人ノ嚼ヲ以テ取リ汁ト曰ク米ノ奇ク米ノ奇ク而シテ御氣ヲうリ此

御氣と造て毎年四月頃稲穂將シ熟スとスるト時一ツ間切つ
 つカ神カ舞マとスるト儀ニあリて神祇と祀ミ且シ威イのミ登ノとスるト名ヲて
 神事カミコトとス其ノ式ニ祝イハ巫ウ白ハク浄ス衣ヲと披キ頭ヲハ杷キしリ裡ウラ白ヲと挿サしテ
 にス茅スギと執ツて社頭ニまシて歌ヲ舞ヲつリ此ノ時ニ舉ゲ國ヲ巡ル奇キ戒シ
 服ヲ忌ミ行キる者ハ戸ノ外ニ別レ火ヲしテ神事ヲ關スる者ハハ以テは
 之ヲ犯スル者ハ必ズ羽ノ生レに傷ム土俗ニ傳ヘて神ノ使トとスるト
 この御氣ノ國ノ世ノ主ヲ敬ス又諸臣ノ度ヲ領賜ノ例ヲり和
葉ノ子ハ酒ハ葉ノえノ露ヲあり加惠ノ反ハありと云フ葉ノ子ハ
 出ルぬアりとりと酒ト伊ハ依レ員トつつとおありと云フ葉ノ子ハ
 夫ノ酒ハかくくと可ク也トわさまつりひとめるトのあるト
 後ハ事トとあるトて風ノ表ハ俗ノ流スきありハ也

と長い事と破るあつたハ必と野ね心と宗の巨室と川
出づもくに和漢せ子献酬のれと製し荒淫の禍と味多
ふとあまの時のためしとて修まるその長しき守は胞
まて飲ふととととととととととととととととととと
曰勿多飲酒陳勿多言語と地扶桑畧記よりハ人々々々
孔明戒子云夫酒之設合禮致情適體帰性禮終而退
此和之至主意未殫實有餘豪可以至醉無致於亂
一ハハ穀登衍の時のためしとて縦又酒飲ふと免
して天り下の億兆と打れし有年の賜と聖の仁壽の
域子導しあまのつらやせの國史は歴舉き清寧紀三年
冬十一月宴臣連於大廷賜綿帛唯其所取皆盡力而退是

月海外諸蕃並來貢四年春正月饗諸蕃使人於朝堂賜物
有差夏閏五月大酺五日安閑紀二年春正月朔詔曰間者
連年登穀接境無虞蒼生樂於稼穡黔首免於飢饉内外清
通國家殷富朕甚悅焉可大酺五日以為天下之歡云々是
より後の史々々々天下の耆老と釋出され歳の甲乙と
是て保帛等と知ふし續紀以下志々々々々々々々々々々
老々々々の儘と尚あつた上下とあしあつたあつた
實録よりえしハ清和天皇貞觀十六年正月七日老人
年百歳以上賜穀五石九斗以上三斛八十以上一斛孝子
順孫義夫節婦旌表門閭除課役鰥寡孤獨篤疾重病並
給祿俸ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ
言布也王徳布於天下而合聚飲食唐無酺禁亦賜酺蓋聚
作伎樂樂高年賜酒麩唐紀太宗正觀二年九月以有年賜

舖三日蓋のふりの俗より藻塩炒又葛餅の早稲の
 ふい喜田作うんとあつた時菜よとのよき人のさけりも
 せむとまよりとあつてをて家よ真集をたふるよとさけり
 とのよと食せ居無して年々ともあつてはせりて家の後
 乃園へまゝをりて来ハあそもふる其乃持もあつては
 くと端まちいさき度又水と入ておろろとあつては
 端まちの端を家の後まゝつてま年の秋田とあつては
 ままよりし積のくるとあつては集く會あつては
 とあつてはむりて田家の年阿とあつてはあつては
 ちる風俗まてとあつてはあつてはあつては
 人ハ正月四月五月の習より領内の百姓家累川まで賀草
 と伸ゆるよと酒饗とあつては酔飽さしと農奴やらふ
 日次紀曰正月四日自禁裏仙洞以下至于諸臣度之百
 姓今日各就来其領主地頭之家而賀慶歳首則賜諸餅酒
 等被饗應之云々是上ハ朝廷の御姓より下庶人の御



皇太子學士
調忌寸古磨
級賞青春
日相期
白髮年
清生百
萬聖岳土
半千賢ト
宴當時宅
披雲廣
樂天茲時
盡清素何
用子雲玄



氏よむまて皆年頃オホキの儀式わさるり禮雜記註云
 歲十二月索鬼神而祭祀則黨正以禮屬民而飲酒勞農而
 休息之使之莫樂是君之澤也今賽社則其事爾是西土本
 生の社會也 本朝の尚萬會ハ大納言南洲年名小野山
 莊にて始て行まらり其後ハ清輪船屋の會世に名高し
 正徳五年江戸の人生島島新八旬の賀は招きしハ古
 瑞翁百八十七歳小波開新百九十歳古結字新百八歳
 弓下ハ九十以上の人より八十歳まで七十歳の會と
 て々々名高きものあり宋田氏曰瑞翁ハ活潑の性也
 老る人なれハとてそ代のものとすはるはと能記
 録するおとくもを用てハ長壽保つこととすはるは
 りやかくの起りてくれハ長壽も益あり壽を當ふハ古
 きおとくも起りてくれハ有るの事もたれハまじり
 少壯の遊と悔ひ改て長壽の益ありけりあり志り
 らされハあふ衆と生延居てこそ子ハ福ありとす

疎^{オロシカ}漏^カと云れるあり志^シうる子又他人^{タニ}の宴^{ウチ}会^カひ^テ却^シて
 食^ケ膳^ヲも^シ輕^ク苦^ク若^ク踏^ミ返^スて事^{コト}調^ヲふ^テと^モ云^ハれ^ハ指^シさ^スる^ニ
 も^モ云^ハは^レし^ク情^ヲ志^スて^シく^クある^ハは^ハ親^ニ味^ヲ衣^ヲ裏^ヲせ^ルる^ニあり^又
 の^後と^始て^シ母^ノ後^ヲ及^ビつ^テ菜^ノ根^ヲと^煮く^る事^ト
 と^救お^おて^和樂^シ地^ヲ岸^クとも^情厚^ウん^とて^古人^ノ
 凡^トも^子を^養ふ^レ又^同僚^トと^遊べ^ル朋^友と^召ふ^ハ情^厚と
 の^無信^睦と^結ぶ^ル為^ニあ^るに^佳者^良味^とん^口腹^ヲを^潤し
 醇^酒威^風を^必す^こし^して^武人^ノ交^ハい^ハ似^氣あ^る事^トわ^らば
 也^門外^ハい^はん^んと^もあ^らび^の事^ト上^ハい^ハ飽^ッる^子を^解と^か
 つ^テ難^シ淡^シ亂^シ奇^シ果^ハ病^根の^種とも^あら^ずむ^じい^ハ何^レなる^事

一^し限^ある^事也^古語^ハ病^後口^入禍^後口^出と^そつ^り
 徒^然外^ハ世^ノ事^ハん^んと^ある^事の中^ハい^ハ飽^マて^酒を^解て^粗
 と^病も^おこ^りつ^とむ^事と^いふ^事も^あら^ず又^おの^つつ^り事^トの
 也^そが^この^月を^この^一條^ノ條^ヲを^花ゆ^る事^トも^あら^ずも^あれ^か
 一^しも^いら^ぬ事^トも^代へ^はせ^ぬ事^トも^あら^ず一^しも^財
 物^ハい^はぬ^事も^あら^ず他^マて^食の^事も^あら^ず一^しも^愛
 せ^ぬ事^トも^あら^ず後^ノ人^ハ解^らぬ^事も^あら^ず飲^たる^事も^あら^ず
 其^料も^あら^ずい^はぬ^事も^あら^ず思^ひも^あら^ずあ^らぬ^事も^あら^ず
 い^はぬ^事も^あら^ずい^はぬ^事も^あら^ずい^はぬ^事も^あら^ずい^はぬ^事も^あら^ず
 魚^シ○米^穀と^損耗^さる^事も^酒耐^らず^二倍^半も^あら^ずい^はぬ^事

前漢文帝詔酒膠以糜穀者多為故予儉歲荒年ハ造酒ノ禁止也
 也後紀曰大同二年九月遣使封左右京及山崎津難
 波津酒家以水旱成災穀米騰躍也東鑑建長四年九月
 卅日鍾倉中所々可禁制沽酒之由仰保々奉行人等仍於
 鍾倉中所々民家所註之酒壺三萬七千二百七十四口云
 云鍾倉中民家以水三萬七千二百餘口といハ中
 昔より酒ハ醱ル酒ノ既ニ感スるル事ハ夫酒ノ中
 小おもる者ハ山菜厚之ハあらざれハ興ニとキり喜ぶ事とシ酒ノ銷ス
 々ハ抑又酒ノ官々々ハソノ管天々々々ハソノ徳子米
 穀と糜爛とシて一切ハ酒造と飲ハけハ米價微賤士以上

或ハ其ハ用とあらずシ

費ツヒ弊エ

蕃名フルテールリング

太ツふハ一ハの政ハ々と天ツ下ノのハりマキト也ハ其
 てハ出ルとハつレハハりマキト也ハ其ハ安カ河ノ邊ニて天ツ下ノとシて
 小ツ流ル端ニてハ土と清ムとハ是トもハりマキト也ハ其
 小ツ回ムりハりマキト也ハ其ハ清ノの法政のハ國ノ申ハん事也
 小ツ海箱おしもハりマキト也ハ其ハ清ノの法政のハ國ノ申ハん事也
 小ツのハりマキト也ハ其ハ清ノの法政のハ國ノ申ハん事也

しつて女の政ハおらまはす一め終ひられ讀史傳編續
お事淡々してむり一 平城乃清時まては之り一々也
胡政と志也のまに儀式にまはすはめくははまよ上出て
南面に於けし一海一君位百寮各別出に四方此所人々
且そ皆内裏一系集はるふれの上よ一々一文乃教と之
物と意通し申を何や一の氏而姓まて申文ととくまの
申て此教は納す史外記辨少納言とて次第に上て是
とよま申の君位もおのくはは評定一上は乃あつり
勅旨と下されうた一とし左右はあまはけ則同く申文多
して清乃外日當けぬれを都てその府まて仕清とま

決御清職と下一々各之とままふ一政漸ぬまは後子清
樂清遊とまらける君の清のしり民の然と然一食して
此子と清いふあまも大事ハなかりし事 左按は續古事
淡々 塚河常
ハ天下の親務まて申文とと取て清夜居ふまはまはら
み清第一のし一取とよたさきと紙と一清自つく書付
て次の日に一通つ一守るて清沙法何れし或内坊門左
大降為清の職事まて 右神宮の清と入りし清第
と申せ給ひて清通事ありしは清の清 而河内清の清
正くありて 内裏は清物怪くそおろくせわすし清
しつりとも申る 院聖せまひて清付へりせまひる
れとも申る事まも申るくそ申 別る何や一々いふ
清一清第あり清れハ清りまはり一也 大神宮の清ハ
貴田一清り清第ハ清りまはり一也 大神宮の清ハ
あまに清りまはり清りまはり一也 大神宮の清ハ
申され清れハ清りまはり一也 大神宮の清ハ
さ清りまはり清りまはり一也 大神宮の清ハ
い清りまはり清りまはり一也 大神宮の清ハ

とたやちのちうんいと加しき事とせ中させある事
さくさくはたのこしきハ津は事直のちたし中し
識の時時とあすうりら此帝は詩文とけ巧は詩
れど政子清心と入まをむ信乃飛人二人とゆて清
侍子のかつわうとすきて清と独しめしきしうり
く乃識あとも出ま清と清くに朝政おとろくさせ
ありされいひしうく 朝廷めて器業とけしうハ朝
政は清心といひしきとせしきとせしきとせしき
ゆまらる清心ハ舞業と遊宴のたしとの無させし
又一志ゆ来まらりて邦君あともけしゆるあしと
いりるあま替りられ 後柏徳天皇の大詠歌よとせし

志は我をいふと浪風の八十島りけてゆくあつら
年山紀聞曰六の清宇ハ是利家の末まらりて京都の強
亂流石の轉起まてあま兵革のまされハおのほく
禁中とせ復しなるままもく嘉周のむりもおとり
う清世の中まれとも天子といふ清名乃たよとせは
のくろえよ海ぬ清歌たらしぬの一字と眼目とせると
を何る中あつし母も天子大樹より利雨のた名くら
ゆるとは清歌と屋右の流やしてまもあまを流れたは
まく士農工商各を所とめてま通まらうはうとい
り成云くたおくしきまを流るハ清歌とせしきと

知と故と賢と風俗と教とあやうにまじることむねる事
あつし風俗ハ教やと考あつて然るくも教ハ思
えさふものあれハ風俗の善悪あれとて思ふハ少
のちとも賢もるよし思ふハ祖宗の法もおもひせ宜
しく時よ味もきと教ハ白とあたるものハ新法の子
あつるしして下俗の弊とらふハいうもさ他より
おぼよさんまハ日國ハ陽國とて西土債地の風を
まましくと飾かちよりぬきハ下下き卑の事別あ
婦人女子もて有ましきと結く同おの品も美まよ
と賢とあつるものハあつてハこころとましく金銀も不

也一とてあつてハ因ナリなる故もあつてはくも教ハあつし夫
百姓ハ男子多く育て新法と改めて一歩と進めあつて
うに徳カセリくまわさあつては農家も女子は生ハ人々
して有まは女子ハ縫搗の日傭マヒして母父母の助けもあ
つて男子ハ是も門をて或ハ娼妓に墮てを能く思ふ
徳ヌカヒして高ハ思ふとひくく徳と目ともいふが我家よ
あつておとけおとけは親親オホキたり汗あつて徳モリケける金銀
と徳ヌスミあつて風来ハ節カハレと顔ガハレせ不孝も端もあつて
都會ちりふ百姓ハ上臆コエキの賣田ヨキタものも耕して並みり
け工タン返田タンと端もあつて瘠土ヤセトコロ乃民よりあつて

罪を隠し秘て女帝を立すの事にて人極の大過を案り檀
子朝揃と弁て神祇の舊法を毀り厥戸を堂して守屋と
叙しぬ吾 邦風俗の衰廢宜より明の舞水
いつく斯土の寺觀ハ靈山猪區を占據してあつと土
地を費しぬと歎せしあとも吾文集をけんる事斯
方ハ土地狭く人口衆きりゆゑに僧侶ハあをり其の黨
増よるしといつと一理あるやうあるを山條氏ハ禪
法を好て政執行ひし頃より新しき法を痛恨りて内
倉庫常の火宅僧も漸よハお其あるいこそ利口のやう
るやととのせしるゆき只日存ハ日存のまゝ乃實事よ

て漸あましわしむ乃風まてういしてそのさは好
るんハ却てつるまうは毎一清世祖遺詔畧云朕親政以
來紀綱法度不能仰法太祖太宗謨烈且漸習漢俗于淳朴
舊制日有更張以致國治未臻民生未遂是朕之罪也夫世
祖ハ韃種あして明と平定して既ハ三代ハむも韃人自
然とも也明俗のみ柔あると又習の我韃の質素の風日
日又更地しるより其命して之と禁制せしむる所な
り清王既ハ漢土のものとありて之を漢俗の舞意ある
風俗ハ水國ハ水と出とハ懲咎かく令あるよ何と
也史記ハ漢興て劉雕而為朴ハ周秦の奢弊を除去質

朴の俗は反志^チむむとつり況や 皇國より漢土を視
 ハ國より本邦の異俗あるを斯地よりとりて邦風として
 實は尺智をんとせハ惑るの志しきものといふ所し感
 曰大辨と以て云ハ先漢^{カラオシク}帝より後を承るもの物と一
 切は拙る所し往々朴より唐の物ハ其のにおハあるとも
 事かくまし書ともハ新國の好く弘まりぬれハ加
 うししてんとつりぬあるきはの人ハ孰クハ此を見
 のなりは實事 延壽の清字ハ 本邦の草種として事
 是しやうあると後ハ其俗を謂ハ付る事ハ也亦て適
 本國より一物とも遠く異域におても亦と云ふこと

又ハ時外儒釋老の書假好器物の類海ととも事欠し
 枕巾布帛の類ハ亦返らして事欠しは也也とて實
 素の風俗愛ハ驕奢の輕薄とあるといふハ俗ハ^{ハナ}子ハ
 驕^{アキ}とて驕^{アキ}は眼の肥るといふことし昔官の事ハ眼
 の金銀と費してや眼の熱と満んとおりてハ杯羹三石
 肉陣風と遮^{アヒ}とも是れ目も是れ目し清水谷實業眼の身
 よおりの程阿らぬはらうよまうせてハ身のおらうよ
 つきぬれと謹按ハ寛政二年の 詔命ハ堂上地下守分
 限万端可存質素衣裳以下隨所存不可及美麗とけりし
 ころ也禁秘御鈔曰天位着御の物疎とい美とて

著聞集
よむり

ハ人の装束もあつて、てそありさされハ商売大納言の消息も先代の時節分袍借もあんと書きたん
ある節令の袍として人々も借たりたりもけり。後朱雀帝の
佛時公卿の装束と帝覽せしり。又袖丈も成りけりかく
てハその弊もあつてしめて存ち居置資へ詔ありたりハ
存ち居置おのほのせしめて、門ノ畏のよと書せり
さるれは人々もあつて、武衛召筑後權守俊兼
東鑑曰養和元年十一月廿一日武衛召筑後權守俊兼
俊兼素事華美、今殊著小袖十餘領武衛覽之召取俊兼之
刀令切俊兼之小袖端被仰曰汝富才幹也、蓋存儉約哉如
常胤實平者才富不及汝、然各衣服已下用麗品不好
美麗而欲扇勲功、汝不知產財所費と怒らせり
記曰武者所輩可存知條々の中五位以上可用衣冠、
於散所着雁衣者可用布、
六位同可為衣冠、
但有官畿口着雁
衣者同可用布、
内々宿直之時可用布、
水子葛袴、
鎧直
垂蜀錦吳綾金沙金縷紅紫之類、
細々警固之時不可着用。

精好大口一切停止之、可用練大口、
小袖織物綾練貫之
類細々不可用、
金銀裝束太刀刀鞍細々不可用、
唐皮
尻鞘切付等同前、
總鞆常不可用、
細々警固之時止、
員一
人之外停止之、
○續神皇正統記曰、按此書ハ是利家ニ
詔て書る者として、
分正統記ノ詳著者ノぬれハ、
皇ノハ復あむ、
逆項是ハ
天皇ノ御、
氏屋卑賤市廓ノ商人として、
色驕ノ姿ぞ過分ニ
はつ、
以綾羅為身装、
以紅紫為藝服、
上下之差、
ハサる、
也孝經注ニ、
服身之表也、
尊卑貴賤各有等差、
故賤服貴服、
謂之僭上、
天穗ノ及ハ武家ノ違ヤ、
ゆるや、
自然ノ
衣ノ乳也、
其ノ基々ハ、
受えけり、
格令ノ外も、
代々、
制符と

下して法度と規定もや宴遊容饌の制ハ天平寶字の敕
も見え美麗衣服の制ハ神護景雲の格も始はは昔尚か
くのふとし遠季河を差別あるんや近者元亨貞和
に至りて種々の教制を定む武家も貞治應安の頃までハ
儉約の公法ありとて累代の文書と據て先規乃是承と
辨へ申ふ成業乃成ははるふ々と付らんも類よ上
として節仰れ喜下とて諒申さば侍しと申意あり
事ともむらりとさしされハ是利氏の頃風様おとらへ衣
服の制もみづりありとて顔髪と利行の奴頭とあり
素襖烏帽子と脱ぎとて上京とのま着ふとよハ成りる

らかくし秋津洲のさやどりとおとまりの節を様
垣の久きさきとて毎にちよまはるるもはるるはと
しと淳素の若ゆきとてよとらも節儉と勤とハな
し抑は但州小田原陣の対十の表一は金子二分を陣
立し遠陣の時程金ありしとてさきとて節并よ
照ふ駿河は法徳居の後赤小姓成徳の給仕の年よ
一人着用の積をけく法徳してさきとて何とらふと
のせとさきとて付と者許てさしちやうとてゆとよ上
れハ心のさきとて付と者許とよとせられよ世の
中ばきのさきとて付と者許とてさきとて何風格の者

ともうあるをばはるれとほきよまて衣服と不^レは^レ上と
 あ^レさ日記に付^レたりや清の世祖明俗の奢^レ靡と増^レま
 れしと和漢一揆の事とをい^レる
徳光録曰青木氏部
 少婦一重太坂より
 京都一重^レの袴^レと^レり裁て^レりて縮^レ帛^レと^レ出^レさ^レり
 一重^レ帛^レの袴^レと^レり裁て^レりて縮^レ帛^レと^レ出^レさ^レり
只今^レまで
 只今^レまで
 縮^レ帛^レの夜^レを^レく^レき^レり^レま^レと^レい^レふ^レは^レも^レお^レ解^レさ^レり
或^レして^レて^レる^レは^レも^レお^レ解^レさ^レり
 曰衣服の制^レ本^レ綿^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ縮^レと^レゆ^レし^レ男
 夫の^レ本^レ綿^レと^レい^レふ^レは^レ美^レ婦^レ人^レと^レい^レて^レ男子^レと^レい^レは^レり
 所^レ河^レ男^レ女^レは^レ純^レ田^レ金^レ絹^レと^レい^レふ^レて^レ羽^レ二^レ重^レ綿^レ細^レ紗^レ綾
 綿^レ子^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
 京^レの^レ地^レふ^レして^レ倭^レ錦^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事

たく^レ楽^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
 息^レし^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
 用^レハ^レ力の^レ及^レふ^レに^レけ^レハ^レ際^レに^レ整^レえ^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
 夫^レ出^レ仕^レ又^レハ^レ礼^レ節^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
 庭^レ宴^レの^レ場^レは^レハ^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
カサリ^レコロ^レオ^レビ
 飾^レ衣^レ帯^レハ^レウ^レク^レキ^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事
カサ^レラ
 胸^レの^レ都^レ按^レと^レい^レふ^レは^レも^レあ^レり^レし^レ美^レ婦^レ人^レの^レ事^レを^レ果^レの^レ事

玉勝^レ間^レ曰^レ伊^レ勢^レ也 大宮の御^レ殿^レ乃^レ茅^レ由^レと^レい^レふ^レハ^レ上^レ代

乃よきいと^{オモ}きしちりて^カ變つるは物也^カ蛇^カと^カ茅葺
ありまその^{イカメシ}牲齋ま^カわの^カ女に^カめ^カい^カあ^カを^カハ 皇^ス御^シ
孫命^カれ 大御神^カと^カ字^カく^カみ^カ敷^カい^カま^カふ^カゆ^カり^カを^カ也^カ
城清み^カつ^カ乃^カ宮^カ殿^カと^カは^カみ^カ齋^カく^カ物^カし^カち^カり^カて 大御神^カ
の宮殿^カと^カ一^カと^カ質^カ素^カに^カし^カあ^カづ^カき^カよ^カし^カあ^カや^カい^カま^カづ^カ
と^カ近^カき^カま^カは^カ神^カ道^カ者^カ乃^カこ^カこ^カは^カ皆^カか^カく^カろ^カみ^カて
あ^カの^カ意^カよ^カと^カじ^カり^カと^カと^カ魚^カし^カ○元^カ止^カ天^カ皇^カの^カ大^カ津^カ野^カ幡^カ野
と^カな^カ尾^カ花^カと^カう^カあ^カい^カ尾^カ本^カと^カ一^カは^カ尾^カ野^カや^カど^カら^カ若^カ代^カま^カで^カは
水^カ戸^カ義^カ公^カの^カ釋^カ子^カ回^カす^カま^カも^カ尾^カ花^カも^カ回^カし^カとの^カあ^カる^カを^カか
く^カけ^カも^カと^カせ^カま^カふ^カは^カ尾^カ野^カか^カる^カの^カ尾^カ本^カま^カの^カ野^カあ^カり

思^カふ^カと^カい^カ刺^カつ^カは^カと^カ白^カ文^カと^カい^カま^カあ^カつ^カて^カも^カは^カあ^カめ^カと^カい^カ
あ^カま^カり^カは^カ清^カ新^カは^カ左^カ右^カは^カ長^カ屋^カま^カ乃^カ室^カの^カ儀^カ約^カあ^カく^カと^カ約^カて
い^カと^カも^カあ^カれ^カま^カり^カを^カ按^カよ^カま^カの^カあ^カま^カと^カい^カま^カは^カ入^カむ^カり^カ
の^カ茅^カ葺^カの^カと^カ海^カま^カと^カも^カな^カの^カ茅^カ屋^カは^カ若^カ茅^カと^カも^カの^カ
と^カ海^カま^カあ^カづ^カつ^カも^カあ^カつ^カと^カ剪^カつ^カも^カい^カは^カ風^カ何
ら^カく^カ吹^カる^カと^カり^カハ^カ帽^カの^カも^カら^カて^カそ^カえ^カえ^カぬ^カ大^カ津^カ野^カの^カ
う^カあ^カも^カ是^カあ^カつ^カも^カや^カと^カゆ^カり^カは^カあ^カり^カ帝^カ範^カ崇^カ儉^カ篇^カ云^カ夫
聖^カ代^カ之^カ君^カ為^カ于^カ節^カ儉^カ富^カ貴^カ廣^カ大^カ守^カ之^カ以^カ約^カ叡^カ智^カ聰^カ明^カ守^カ之^カ以^カ
愚^カ不^カ以^カ身^カ尊^カ而^カ驕^カ之^カ不^カ以^カ德^カ厚^カ而^カ矜^カ物^カ茅^カ茨^カ不^カ剪^カ采^カ椽^カ不^カ刮
舟^カ車^カ不^カ飾^カ衣^カ服^カ無^カ文^カ四^カ季^カ物^カ渚^カ子^カ宮^カ殿^カ樓^カ閣^カの^カ塵^カ埃^カ凡^カ乃^カ汗

わして何事もせよといふ事よお世の中松れおもえん
事ともしかうしな戸田氏いもく居老い富貴ある人
とら浪より少し殺とせゆるり理よりあふあふしし
貴時何りてつくる心と世の情事の氣よあつて志
はこかき遠ある月の望とてかかるとこししわの角
美ありて居キトコロまよまよせゆりまこりとも後ハ修徳
のちかうあく徳と換しとる法よし社内の改まると
しとあつてくゆりてゆりまし家と一生のまをた
めりしつらむと老の膝より容る所あくおちあれし
人と眼のあよハまりのぬ鬼沖ハ害盈而福謙といつれ

ハ物あたらより有りくごりて不足とらむ新とバ樂ん
しものぞこ道花ハ半開と見酒ハ微酔と飲と古人の
心持くる海子武士ハ居と安の魚さよあつてこれハ程
心と用うしとるもと一口軒と并下し中人名集の
心もあつてこれハ他心の人らとる同よハそ所の奇カキ
つりあつての志うとせしとやうよおもひてあつて
このちれお面ツメあつて見苦一かぬちよといふもむし
きもやお面ツメいんくもくして肉よりさりと好むハ理よ
骨ホネももり凡て危と危よまやう華業とこのむいん
る目苦くいとむし又時の方のくらりとあつてありあ

人と兼好もとの志より又西川氏の書るもの子近代四
 氏の屋宅衣服官膳を委せり西國懸幕の所々として百
 年以前町人百姓の風俗と異なるに衣服ハ布袖木綿又ハ
 ぬし織の類あり現織ふといふ布亦木綿あり袴は綿る
 町人五月の節湯衣の着物とて黒き袖の現織とは三島
 るハ女人の中二三人あり武家ハ逆き衣よりと相
 織と孔服として人毎に意氣とありぬ町人の屋敷表
 の瓦葺店ありとも板葺ありハなし町人守り守り守り
 竹と縄をて簀も細るとかよけ由は疑とつりて抱
 む結の付りと用らとし雨風と危るのこもて着るもの

つむと積まといつとも盗ハあかりくる西土の書とも
 小倭俗ハ不孺不盗といふよ上世の宣事と傳へしなり
 ○又田家乃^{カベ}は海^{カキ}に遊むがつぎく志ぶもその倭居の有
 扱より何れも海^{カベ}場^{カキ}もども海或ハ葦乃類もて竹木の縁
 ともハなかりあり信守の歌ハ山里は只かりと女地
 着垣ふちもる人もあし浅舟田舎の歌ハ金戸^{カト}銀^{ギン}さ
 してゆらら小ぐら^{スエトオカシ}乃賊侵入る氣もあきを大むり
 此よりしきさばせらし又食膳乃器具も々の色くら
 くらさあらし酒もと扱帯りくも物出と耐ハ給は乃
 者客もとの汁扱乃蓋^{フタ}ととり集あつて持入て器物盛て

持あおのく客へもきつりつたものでもかしくあり
 れはまじきは文あり又町と田舎もわる習ひ年々増
 加實義は日々も厚くせよれおま深き家あつて
 惜し○おらぐあまは信氏のま下も居はんの家乃由
 さまおまも損あるものありあまは海も波もま
 家よは信く何き家へ揃うくおあまのあまはま
 うらむりハ上層をあり相鴨居戸障子唐紙あまハ中
 をあり縁浦居縁ははく土葺りハ下道をこゝれ然れ如
 何をかり上中下の道を柱木よりして上層縁と中
 物として一日とる家の清い成不申の縁と上中下

柱木ハ縦はののまけやま扱の上柱も上層縁
 が雨もまじつては柱ともは朽腐中の少く相ハ
 少くも戸障子は破も換して上層縁へ丈夫はは
 一人ハま家も御座申の夫れ上層縁ハ中へ丈夫に致
 し障子の葺葺よりハ落ふまよし葺きまよりハまあふ
 きまもよりハ尾あまも細角まははつ川まで
 と破もりの心もハまはまのま君を此上層縁まの家
 を用く法は人法匠守士ハ上中下の法は具もま如何
 計上中下れなまより柱まより上層縁が破も縁ま
 以ハ八家も可持損まは相又まきらむむり弱く

均ハ何程よき上屋縁もたるみ棟梁つよくり向も極く
がよわくはへハ又ゆぐと極くが丈夫なはてと土臺也
里が朽らへハ又ゆぐと土臺丈夫なはてと地軒うきま
らむらへハ地軒のみハくぐらへる地軒ハ向の地軒
もての仍ておより地軒のる時と子の如くめれと
ふと仁君と稱しと地軒と銘りてふくね扱ふ代名と
畏史と稱し棟梁のまのまゝとよまゝとて自ら
自ら乃後とよ切よ勤る人と忠信と稱し棟梁のめく
よとゆげとらむれゆるぐぬやうまきしよあふ人と賢
相出れと稱し中事ふぬ君ハ上屋縁の破建換て下

み立ののぬれとまゝぬ棟まのまゝと用ひと
越て人の實思波川と能守更なるハとてのさ其まの
てもぬれとめもお成のまより人君ハ清浄のまを
よは較り事法神ハ此清浄のまとは用ひハえま自分の
徳明あるれよハ一向道理にくく横紙とやふりハ人
ハ法方もぬれと能を自心より是波那山のかまわす
之とす可ハトあるものは歯とかまゝと極りまゝと
のせしれま能の破建とや縁のトして供く朽腐のより外
ハサとまをよ自色ハゆりぬれはみまらりハ極と
所ハまの理のふるまふと勤め申と忠信也

あつろと口かしく定へたり下の^{カニ}短^{チヤ}ハ能^ニ初^ニも中
上^ニざれハ上^ニあ^リハおの^ニ運^ニは^リう^ニとの^ニ事^ニあ^リま^リ
なら^ニあ^リは^リ○或^ニ人の^ニ手^ニ帖^ニま^リい^ハり^ハも^ハい^ハれ^ハの^ニ世^ニま^リと^ハ阿
る^ハの^ニハ^ハ巧^ニ官^ニと^シま^リ公^ニま^リ上^ニま^リあ^リる^ハの^ニ何^ニ事^ニあ^リと^ハ
れ^ハらの^ニ人^ニハ^ハ大^ニ切^ニの^ニま^リん^ニと^シま^リと^ハ欺^ニく^ハふ^ハま^リい^ハハ^ハい^ハし
て^ハ傍^ニま^リふ^ハとの^ニ事^ニは^リい^ハり^ハや^リあ^リゆ^クと^ハ中^ニく^ハ接^ニを^ハ
事^ニあ^リい^ハハ^ハ鷹^ニま^リハ^ハ若^ニく^ハい^ハる^ハと^ハ思^ハは^リし^ハと^ハれ^ハ
の^ニ人^ニハ^ハい^ハり^ハあ^リと^ハく^ハ士^ニ君^ニ子^ニ此^ニ齒^ニ牙^ニに^ハ掛^ニる^ハま^リ及^ニぬ^ハ事^ニま^リ
ま^リあ^リる^ハハ^ハ事^ニに^ハより^ハ人^ニま^リと^ハ目^ニ利^ニと^ハち^ハる^ハと^ハあ^リが^ハと
れ^ハより^ハ一^ニ層^ニと^ハ増^ニ出^ニし^ハる^ハと^ハけ^ハとの^ニけ^ニ見^ニ換^ニし^ハぬ^ハ事^ニあ^リ

もの^ニな^リと^ハ周^ニより^ハい^ハ前^ニの^ニま^リハ^ハす^ニて^ハに^ハ三^ニ代^ニの^ニ事^ニなり^ハ又^ハ秦
の^ニ世^ニハ^ハ論^ニも^ハ及^ニぶ^ハ後^ニ世^ニの^ニ評^ニ論^ニと^ハ評^ニせ^ハる^ハ後^ニの^ニま^リい^ハと
りの^ニ叔^ニ孫^ニ通^ニと^ハま^リ時^ニの^ニ大^ニ儒^ニと^ハて^ハ漢^ニ一^ニ代^ニの^ニ禮^ニと^ハま^リ
た^ハて^ハま^リけ^ハ富^ニ時^ニ曾^ニ乃^ニ兩^ニ生^ニ名^ニと^ハや^ハえ^ハめ^ハや^ハう^ハま^リあ^リれ
し^ハ公^ニ孫^ニ弘^ニ老^ニ年^ニま^リて^ハ妻^ニ杖^ニの^ニ字^ニと^ハい^ハて^ハ身^ニと^ハ丞^ニ相^ニま^リま^リて^ハ致
し^ハ平^ニ津^ニ侯^ニま^リ封^ニら^レれ^ハる^ハ時^ニま^リ董^ニ仲^ニ舒^ニの^ニ名^ニと^ハ大^ニ儒^ニと
下^ニ位^ニま^リ埋^ニ進^ニ死^ニし^ハる^ハと^ハれ^ハる^ハと^ハま^リと^ハ忘^ニし^ハき^ハハ^ハ王^ニ安^ニ石^ニ六^ニ經
乃^ハ新^ニ注^ニと^ハして^ハ天^ニ下^ニま^リい^ハり^ハし^ハ時^ニま^リ司^ニ馬^ニ公^ニ蘇^ニ氏^ニ兄^ニ弟^ニ程^ニ氏
兄^ニ弟^ニと^ハ始^ニめ^ニあ^リ今^ニま^リ希^ニま^リる^ハ君^ニ子^ニ長^ニ者^ニハ^ハ辱^ニく^ハ下^ニ僚^ニま^リ沈^ニ居
ま^リる^ハの^ニま^リあ^リる^ハを^ハ奸^ニ人^ニ碑^ニ黨^ニ人^ニ碑^ニふ^ハとい^ハふ^ハと^ハあり^ハて^ハ南

時ハ狗猫と食するやうのありさほよほしき世より
と前々中々三代の時子周公も東山よ三年引ら
れ孔子七十二子栖として東西南北の人までついで
老死せられし志くれハ時子用おくれはもぬあんど
ゆるあんは是必以曲学阿世の人としてしされハ上巻
らん人の用お玉をん官ツギいとあるハ側者の権高くあり
てはたた心下としてお扱といひて遠さりりりちと
に外扱よりとらうと念ひあつらふ味で覺てくよあり
ゆありき家の子老はありて徳者婦人の自由あつた
はやうにお扱と難くよあつたやうに上と下とらう

とちふして私乃あつたはやうに捉を定むる事あり
んかし度えよりのあつた君とほも力を合せてあふと
ち自分と省する人とも多くて改する長しらん人のよ
しきと一讀ハ大むりの改よあちがたはこころいふ
しられ大むりハ此改ハおのづから人情よかまふおあ
せけを改とせよちあつたは百世の法といつともも聲
あつたはあつたはあつたはあつたはあつたはあつたは

成形圖說卷之十一終

